

学校統合における検討対象校の要件と 学校統合にあたっての留意事項（検討案）

1. 学校統合における検討対象校の要件について

次の項目に該当する場合は、学校統合における検討対象校とする。

- ① ・小学校にあつては、現在または将来において、小規模校または小規模校になると予測される場合で、児童生徒数の将来推計において、児童数の増加により適正規模になる見込みがないこと。
・中学校にあつては、将来において単学級となる学年が発生すると見込まれる場合。
- ② 通学区域内において、大規模または複数の新規住宅建設が将来的にも予定されていない、或いは予定されている場合であっても、新規住宅建設に伴う児童生徒の転入により当該学校が適正規模になるほどの増加がないと予測されること。

2. 学校統合にあたっての留意事項について

- ① 学校統合にあつては、少なくとも統合する2年程度前までに市民や議会に計画を公表し、オープンな形で進めること。
- ② 学校統合にあつては、当該学校の児童生徒や保護者、当該学校に関係する地域コミュニティなどの理解を得ながら進めること。
- ③ 学校統合にあつては、保護者及び地域コミュニティ、学校、教育委員会等の代表者からなる仮称：「統合協議会」のような組織を設置し、統合校の名称なども含め新しい学校を築く観点で諸課題について協議・検討を進めるとともに、統合する学校間において、児童生徒や保護者・教職員相互の交流や合同行事の開催などを通じて、円滑に統合が実施できる仕組みづくりを行うこと。
- ④ 隣接する学校と統合した場合において、常態的に大規模校とならないこと。
- ⑤ 統合した場合において、通学距離に配慮した通学区域を設定することが、可能であること。